

# 国立国会図書館

## 通訳案内士制度をめぐる動向

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 890 (2016. 1. 28.)

- はじめに
- I 制度の沿革
  - 1 戦前の規制
  - 2 通訳案内業法の制定
  - 3 通訳案内業法の改正
  - 4 通訳案内士法の見直し
- II 主な論点
  - 1 通訳案内士の地域的・言語的偏在
  - 2 通訳案内士の就業条件
- 3 無資格ガイド (闇ガイド)
- 4 試験制度
- 5 ガイド資格の多様化
- III 英米仏のガイド事例
  - 1 英国
  - 2 米国
  - 3 フランス
- おわりに

- 通訳案内士 (ガイド) 制度の在り方が議論されている。通訳案内士法には、報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする業を営もうとする者は、通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要があると規定されている。
- 一方、外国人旅行者の旅行スタイルが多様化しており、現行制度では対応できないニーズが顕在化していると指摘されている。
- 主な課題や論点として、ガイドの地域的・言語的偏在、ガイドの就業条件の改善 (活動機会の確保)、無資格ガイド問題への対応、試験制度の改善、資格の多様化 (通訳案内士以外のガイド制度の確立) 等が挙げられている。

国立国会図書館  
調査及び立法考査局国土交通課  
まなこ かずや  
(真子 和也)

第 8 9 0 号

## はじめに

近年、通訳ガイド（通訳案内士）<sup>1</sup>制度の在り方が議論されている。日本では、「通訳案内士法」（昭和24年法律第210号）により、「報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする業を営もうとする者は、通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要」<sup>2</sup>がある。

通訳ガイドは、外国人旅行者にとって障壁となる言葉の違いを取り除く上で大きな役割を果たしているが、「単に語学力が優秀であるだけでなく、日本の地理、日本の歴史、さらに産業、経済、政治および文化といった分野に至る幅広い知識、教養を持って日本を紹介するという重要な役割を負って」<sup>3</sup>いる。その業務内容は、外国語での観光地の案内にとどまらず、旅行スケジュールの管理、宿泊先の確認、買物のアドバイス等も含まれている<sup>4</sup>。その一方、近年、訪日外国人旅行者の増加に伴い、その旅行スタイルが多様化しており、通訳ガイドだけでは対応できないニーズが顕在化しているといわれている<sup>5</sup>。本稿では、通訳案内士制度の見直しに関する議論に資するよう、制度の沿革や指摘されている課題をまとめる。

## I 制度の沿革

### 1 戦前の規制

通訳ガイドに関する制度は、明治時代にまで遡ることができる<sup>6</sup>。「ガイド」という呼称

---

\* 本稿のインターネット情報は、平成28（2016）年1月19日現在のものである。また、本稿では戦前の資料に依拠する部分もあるが、旧仮名遣いを便宜上現代仮名遣いに改めた箇所もある。

<sup>1</sup> 現行の法令用語は「通訳案内士」であるが、「通訳ガイド」という言葉が用いられることも多い（例えば、「通訳ガイド制度」観光庁HP <<http://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kokusai/tsuyaku.html>>）。また、平成17（2005）年の法改正（後述）までは、「通訳案内業」の呼称が用いられていた。本稿では、通訳ガイド、通訳案内士、通訳案内業という言葉とを区別せずに用いている。

<sup>2</sup> 「通訳案内士試験概要」日本政府観光局（JNTO）HP <[http://www.jnto.go.jp/jpn/interpreter\\_guide\\_exams/](http://www.jnto.go.jp/jpn/interpreter_guide_exams/)>

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 「通訳案内士とは？」日本観光通訳協会HP <[http://www.jga21c.or.jp/guide\\_intro.html](http://www.jga21c.or.jp/guide_intro.html)> 関連して、観光庁の調査によると、通訳ガイドの4割近くがいわゆる「旅程管理主任者」の資格を有しており、また、7割以上が実地研修等に参加するなど、幅広い業務に対応するために自己研鑽に努めている（国土交通省観光庁観光資源課「通訳案内士の就業実態等について」（第1回通訳案内士制度のあり方に関する検討会資料4）2014.12.24, p.14. <<http://www.mlit.go.jp/common/001066340.pdf>>）。なお、旅程管理主任者は、一般的には添乗員（ツアーコンダクター）と呼ばれており、「旅行業法」（昭和27年法律第239号）に基づき企画旅行の実施の際に添乗が必要とされる。資格取得に際しては、国土交通大臣の登録を受けた研修機関における研修と一定の実務経験が必要となる。

<sup>5</sup> 山崎治「訪日外国人旅行者2000万人の実現に向けた観光施策—2020年の東京オリンピック開催を念頭に—」『レファレンス』768号, 2015.1, pp.54-55. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8941424\\_po\\_076803.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8941424_po_076803.pdf?contentNo=1)> 多様化したニーズの具体例として、忍者体験などの体験型観光や専門的なテーマ、1-2時間程度の短時間の案内、急増するアジア諸国からの旅行者への対応などが指摘されている。

<sup>6</sup> 通訳ガイドに関する主な研究に、金坂清則「イトー、すなわち伊藤鶴吉に関する資料と知見—イザベラ・バード論の一部として—」『地域と環境』No.3, 2000.3, pp.21-66; 有泉晶子著・前田勇編『通訳ガイド研究』2005; 小松牧・中山徹「インバウンド旅行サービスにおける通訳案内業の実態と育成体制のあり方」『日本国際観光学会論文集』14号, 2007.3, pp.20-26; 北村嵩「観光通訳ガイド業界の現状と課題」『松蔭大学紀要』12号, 2009.3, pp.101-113; 上田卓爾「案内業者取締規則とガイドの活動について」『日本観光研究学会全国大会学術論文集』No.25, 2010.12, pp.109-112; 同「案内業者と通弁巡査について—行政は外国人からの批判をどのように受け止めていたか—」『日本観光研究学会全国大会学術論文集』No.26, 2011.12, pp.25-28; 同「外国人案内業者に関する新たな知見について—ガイドの画像と外国人の記述から—」『日本観光研究学会全国大会学術論文集』No.28,

は、明治22（1889）年頃には社会的に定着していたと考えられている<sup>7</sup>。

明治26（1893）年3月、渋沢栄一らが発起人となり、日本初の外客誘致機関である「喜賓会」（Welcome Society）<sup>8</sup>が設立された。同会は5項目から成る綱領を掲げていたが、その1つに「善良なる案内業者を監督奨励すること」があり、「監督を希望する者百名以上ありたるを以て、本会は本人の出頭を求め、学力其他に就き相当の調査をなし、最も適当なる資格を具備すると認めたる者に、監督証及び徽章」を交付していた。<sup>9</sup>

他方、ガイドの振舞いが問題視されることも多かった。例えば、明治35（1902）年には、外国案内業者の横暴に対抗するため「五大ホテル同盟会」（帝国ホテル、富士屋ホテル、金谷ホテル、都ホテル、大阪ホテル）が組織された<sup>10</sup>。明治39（1906）年5月5日の『読売新聞』では、「案内業者の品性頗る下劣にして、外人の土地不案内なるに乘じ、其間に不正手段を弄して、私利を図る者あるは往々にして耳にする所なり」<sup>11</sup>と紹介されていた。大正5（1916）年9月10日付けの『中外商業新報』に掲載された松岡均平・経済調査会委員（法学博士）の談話の中では、「ガイドと云う者がどうも悪徳者が多く外客の買物の上前を刎ねたり悉く不信の行為が多いので忽ち外人の悪感を招く、其上頭脳が無いので例えば「あの山はどう云う山ですか」と訊かれても其山の歴史的価値を知らないから単に何々山ですと答えるのみで外人を満足せしむることが甚だ少い」<sup>12</sup>と酷評されていた。

このような状況下で、明治36（1903）年の第5回内国勸業博覧会の開催に合わせて、内務省から「案内業者取締規則標準」が各府県に対して通牒され、各府県ではこの標準に基づきそれぞれ府県令を發布することが期待された<sup>13</sup>。この背景には、博覧会の会期に「外国人の来観する者多々なるべきも其の際通弁案内業者等の外国人が我事情に通ぜざるを奇貨とし不正の利を貪るが如きありては国家の体面に関する事少なからざる」<sup>14</sup>という懸念があった。そして、不正を防止するために、同標準は、①案内業者を「通訳に依り諸般の案内を業とするもの」と定義し、②案内業者に対する免許制を導入し、③その報酬額や諸費用を認可制とした。また、禁止すべき行為として、④認可された報酬その他の諸費用以外を請求すること、⑤物品の購買に際して当事者の一方又は双方に対して不当な利益を

2013.12, pp.161-164)；島尻譲司「World View 日本発 高まる通訳案内士への期待と役割」『日経研月報』No. 422, 2013.8, pp.64-69 等がある。本稿の内容も、それらの研究成果を活用している。

<sup>7</sup> 上田「案内業者取締規則とガイドの活動について」同上, p.109.

<sup>8</sup> 喜賓会は大正3（1914）年に解散するが、その前年に設立された「ジャパンツーリストビューロー」に外客誘致の機能は引き継がれた。なお、ジャパンツーリストビューローは、現在のJTBグループにつながる（JTB100周年事業推進委員会『JTBグループ100年史—1912-2012—』ジェーティービー, 2012, pp.6-12）。

<sup>9</sup> 案内業以外の項目は、「旅館の営業者に向けて設備改善の方法を勧告すること」、「勝地・旧蹟・公私建設物・学校・庭園・製造工場等の観覧視察上の便宜を謀ること」、「来遊者を款待し、又我邦貴顕紳士の紹介の労を執ること」及び「完全なる案内書及び案内地図類を刊行すること」である。喜賓会本部編『喜賓会解散報告書』1914。（竜門社編『渋沢栄一伝記資料 第25巻』渋沢栄一伝記資料刊行会, 1959, pp.455-458に所収）

<sup>10</sup> 運輸省鉄道総局業務局観光課『日本ホテル略史』1947, p.55. 案内業者が外国人旅行者をホテルに紹介し、法外な手数料を要求していたことが問題視された。

<sup>11</sup> 「案内業と学生」『読売新聞』1906.5.5.

<sup>12</sup> 「欠点多き日本（下）」『中外商業新報』1916.9.10.（神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」所収 <[http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10072614&TYPE=HTML\\_FILE&POS=1](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10072614&TYPE=HTML_FILE&POS=1)>）なお、経済調査会とは、第2次大隈重信内閣により設置された経済政策諮問機関である（中村隆英「経済調査会」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第5巻』吉川弘文館, 1985, p.23）。

<sup>13</sup> 「外国人案内者取締規則の標準」『警察協会雑誌』33号, 1903.2, p.67; 「ガイド取締標準」『東京朝日新聞』1903.2.5.

<sup>14</sup> 「外国人案内者取締規則の標準」同上

請求すること、⑥案内を強引に勧めること、⑦理由なく依頼を拒絶することが示された<sup>15</sup>。

この4年後の明治40（1907）年には、今度は省令として「案内業者取締規則」<sup>16</sup>（明治40年内務省令第21号）が制定された。これは、通訳ガイドに関する日本初の中央省令とされている。内容は前述の標準とほぼ同様であるが、この規則では、案内業者の免許を行う主体は、当分の間、警視総監（警視庁の長）、北海道庁長官、京都府知事、神奈川県知事、兵庫県知事、長崎県知事に限定された。しかし、昭和5（1930）年頃には、警視庁、神奈川県以外では試験は行われておらず、規則が遵守された様子もうかがえないという。<sup>17</sup>

その後、昭和16（1941）年、「国家総動員法」（昭和13年法律第55号）に基づき制定された「企業許可令」（昭和16年勅令第1084号）、「企業許可令施行規則」（昭和16年閣令第28号）及び「旅行斡旋業企業許可令施行細則」（昭和16年鉄道省令第18号）により、通訳案内業は旅行斡旋業に含まれ、内務省に加えて鉄道省の規制も受けるようになった。<sup>18</sup>

## 2 通訳案内業法の制定

案内業者取締規則は、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」（昭和22年法律第72号）により、昭和22（1947）年12月31日をもって失効した<sup>19</sup>。また、企業許可令、企業許可令施行規則、旅行斡旋業企業許可令施行規則は、「国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律」（昭和20年法律第44号）により、消滅又は失効した<sup>20</sup>。これにより、通訳ガイドを取り締まる法令がなくなり自由営業となった。この状態に対して、「外客接遇上質的に遺憾の点が多く、又業者の地位も不安定である」<sup>21</sup>ことが懸念されたため、「通訳案内業法」（昭和24年法律第210号）が制定された。

通訳案内業法は、法律の目的を「通訳案内業の健全な発達を図り、外客接遇の向上に資すること」とした（同法第1条）。その上で、「通訳案内業」を「報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする業」と定めた（同法第2条）。また、「運輸大臣の実施する試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない」とされた（同法第3条）。さらに、「免許は、5年目ごとに、申請により更新を受けなければ」効力を失うことも規定された（第8条）。

戦前の案内業者取締規則と大きく異なる点は、①目的の変更（不正の取締りから業の発展へ）、②試験実施主体と免許交付主体の分離、③更新制の導入、④全都道府県での免許交

<sup>15</sup> 久保田政周「案内業者取締規則の標準に就て」『警察協会雑誌』34号、1903.3、pp.47-55。同標準の全文も掲載されている。

<sup>16</sup> 内閣官報局『法令全書 明治40年』1912、pp.321-327。国立国会図書館デジタルコレクション HP <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/788053/167>>

<sup>17</sup> 有泉著・前田編 前掲注(6)、p.36；上田「案内業者取締規則とガイドの活動について」前掲注(6)、p.111。

<sup>18</sup> 寺前秀一『観光政策学—政策展開における観光基本法の指針性及び観光関係法制度の規範性に関する研究—』イブシロン出版企画、2007、p.273。なお、「企業許可令」及び「企業許可令施行規則」は『官報』4479号、1941.12.11、pp.371-381に、「旅行斡旋業企業許可令」は同4490号、1941.12.24、p.842にそれぞれ掲載されている。

<sup>19</sup> この法律の第1条は「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和22年12月31日まで、法律と同一の効力を有するものとする」と規定しており、案内業者取締規則はこの条に該当するものと考えられていた（第92回帝国議会貴族院行政官庁法案特別委員会議事速記録第1号 昭和22年3月30日 p.13（入江俊郎政府委員の発言））。実際に失効となった命令は、日本法令索引 HP <<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewKaisei.do?i=1hiiNtlQDXwNlrl1t7sBg%3d%3d>> において確認できる。

<sup>20</sup> 「【被改正法令一覧】国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律（昭和20年12月20日法律第44号）」日本法令索引 HP <<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewKaisei.do?i=DqGqtL%2BHS6kKvmSNNE4w%3D%3D>>

<sup>21</sup> 「第2回国会参議院会議録第58号（1）」『官報』号外、1948.7.4、p.896。

付、⑤料金認可制の廃止である。このうち、②について、試験内容が都道府県ごとに違っているとガイドの資質の統一が困難になると考えられたため、試験は運輸大臣が行うこととされた。また、③については、戦前のように一度免許を受ければ終生営業が続けられる制度にすると業者の指導取締上好ましくないという考えを受けてのことであった。<sup>22</sup>

### 3 通訳案内業法の改正

#### (1) 特例制度による緩和

昭和 24 (1949) 年に制定された通訳案内業法は、その後 50 年以上にわたり、大きな改正は行われなかった。もっとも、制定直後の昭和 26 (1951) 年頃には、地方行政事務の簡素化の立場から通訳案内業法を廃止するという議論もあった<sup>23</sup>。

この間、「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」(昭和 58 年法律第 83 号)により、免許の更新制に関する規定は削除されている。それと同時に、試験の実施主体が運輸大臣から国際観光振興会(現：日本政府観光局(JNTO))に移管された。

平成 4 (1992) 年には、「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成 4 年法律第 88 号)(通称：お祭り法)第 5 条により、通訳案内業法の特例が設けられ、運輸大臣の認定を受けた場合は、地域伝統芸能等についての通訳案内業を営むことができるとされた。しかしながら、特定の期間、特定の地域においてのみ認められるという制約の厳しさが敬遠されたこと等により、制度の利用実績は皆無であった(平成 17 (2005) 年の法改正(後述)で廃止)。<sup>24</sup>

平成 9 (1997) 年には、「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」(平成 9 年法律第 91 号)(通称：外客誘致法)が定められ、通訳案内業者が不足している地域(運輸大臣が指定する一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域)について、特例として当該地域に限定した通訳案内業免許を都道府県知事が付与できるようになった。運輸省令<sup>25</sup>で定める実務経験を有すること(例：無償で 10 回以上のガイド経験を有すること)、通訳案内業試験のうち一定の科目(外国語、人物考査)に合格したこと、特定の地域に関する研修を修了することが要件とされた。しかしながら、こちらも適用例は限られていたとされている。<sup>26</sup>

<sup>22</sup> 第 5 回国会衆議院運輸委員会議録第 10 号 昭和 24 年 4 月 23 日 pp.2-3. もっとも、当時の運輸省職員は、「ちょうど 5 年目に更新を受けなくても、その間営業ができないだけで、8 年目に更新を受けても少しも差支えはないのです。また、更新に際して、何ら新しい資格条件を要求されるわけでもありません。要するに、業者の動静を正しく把握しようという狙いからこういう規定が設けられたに過ぎません」と解説している(國井富士利「通訳案内業法解説」『国際観光』2(1), 1949.7, pp.15-19)。

<sup>23</sup> 第 12 回国会参議院運輸委員会議録第 10 号 昭和 26 年 11 月 22 日 pp.1-3.

<sup>24</sup> 藤井直樹「地域伝統芸能等活用法—観光と地域商工業振興の核として—地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平 4.6.26 公布・平 4.9.25 施行 法律第 88 号)[含条文]」『時の法令』1438 号, 1992.11.30, pp.31-51; 第 162 回国会参議院国土交通委員会議録第 18 号 平成 17 年 5 月 19 日 p.6.

<sup>25</sup> 「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則」(平成 9 年運輸省令第 39 号)『官報』号外 121 号, 1997.6.18, p.55.

<sup>26</sup> 菅野孝一「外国人観光客を地方へ—国際観光テーマ地区の整備と海外宣伝、費用の低廉化、接遇の向上等の総合的施策を図る—外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成 9.6.18 公布・施行 法律第 91 号)」『時の法令』1553 号, 1997.9.15, pp.40-52; 山崎治「観光立国に向けて」『レファレンス』645 号, 2004.10, p.86. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999923\\_po\\_064504.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999923_po_064504.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

## （２）観光立国の一環としての制度改正案（観光立国推進戦略会議）

平成 17（2005）年、通訳案内業法は大きく改正され、通訳案内士法へと題名も変わることとなった。この大改正に至る経緯は、次のとおりである。

まず、第 156 回国会における小泉純一郎内閣総理大臣（当時）の施政方針演説（平成 15（2003）年 1 月）の中で観光振興に政府を挙げて取り組むことが示され、同年 4 月、内閣総理大臣が主宰する「観光立国懇談会」による「観光立国懇談会報告書」がまとめられた。これを受けて、同年 5 月に全閣僚から成る「観光立国関係閣僚会議」が設置され、同年 7 月に「観光立国行動計画」が策定された。その後、同閣僚会議の下に設けられた「観光立国推進戦略会議」が「報告書」<sup>27</sup>をまとめた。報告書では、「地域限定通訳ガイド制度の創設」及び「全国及び地域の通訳ガイドとボランティアガイドの登録制度の整備」が提言された。<sup>28</sup>

## （３）国土交通省懇談会の制度改正案

国土交通省においても、平成 16（2004）年 7 月に「外客受入環境整備のための具体的施策検討懇談会」が設置された。同懇談会には「通訳案内業の在り方検討分科会」が設置され、同年 11 月に「通訳案内業の在り方検討分科会報告書」がまとめられた。<sup>29</sup>

同報告書は、通訳ガイドに最低限求められる知識及び能力の保証の必要性等の理由から、通訳ガイド制度に公的主体が関与することが望ましいとした。その上で、外国人旅行者の増加（とりわけアジア諸国からの増加）、団体旅行から個人・小グループ単位の旅行への転換といった需要側（訪日客）の変化に加えて、実際に稼働している通訳ガイドの少なさや試験の難易度の高さ（合格率の低さ）、通訳ガイドの地理的偏在（大多数が東京在住）、言語的偏在（大多数が英語のガイド）、流通メカニズム（例：効率的な通訳ガイド紹介システム）の未整備といった供給側（ガイド制度）の課題を指摘した。そして、その解決に向けて、参入規制の見直し（免許制から登録制へ）、試験制度の見直し、地域限定通訳ガイド制度の導入、流通メカニズムの整備、通訳ガイドの能力水準の維持・向上、無登録ガイド（闇ガイド）対策に取り組むことが提案された。<sup>30</sup>

## （４）通訳案内業法の改正（通訳案内士法への変更）

通訳案内業法は、この報告書の提案を踏まえて、平成 17（2005）年に改正された<sup>31</sup>。題名が通訳案内士法へと変更されるとともに、免許制から登録制へと改正され、参入規制が緩和された。これにより、免許制であれば可能であった政府による一定の需給調整を排し、競争原理の導入を図ることを目指したと指摘されている<sup>32</sup>。このほか、通訳案内士試験の

<sup>27</sup> 「観光立国推進戦略会議報告書—国際競争力のある観光立国の推進—」2004.11.30. 観光庁 HP <<http://www.mlit.go.jp/common/000059766.pdf>>

<sup>28</sup> 衆議院調査局国土交通調査室『「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案」について』2005.4, p.1. なお、「観光立国行動計画—「住んでよし、訪れてよしの国づくり」戦略行動計画—」2003.7.31. 首相官邸 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankou2/keitei/030731/keikaku.pdf>> には、通訳ガイドに関する記述は見当たらない。

<sup>29</sup> 衆議院調査局国土交通調査室 同上, pp.2-3.

<sup>30</sup> 国土交通省総合政策局観光部門「通訳案内業の在り方検討分科会報告書～1 千万人交流時代を見据えた制度再構築の方向性～」2004.11.16.（衆議院調査局国土交通調査室 同上, pp.65-79 所収）

<sup>31</sup> 「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 54 号）

<sup>32</sup> 高岸洋行「通訳ガイド問題を考える—訪日外客 1000 万人時代への道標—」『Travel journal』45(45), 2008.9.29,

実施基準が法律に定められた<sup>33</sup>。また、通訳案内業法と同時に外客誘致法（前述）も改正され、地域を問わず全国でガイド行為をできる通訳案内士とは異なり、特定の都道府県内でのみ通訳案内を行える「地域限定通訳案内士」の資格が創設され、都道府県知事が自らその試験を実施できることとなった。これを受けて、これまでに北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県で地域限定通訳案内士が誕生した。<sup>34</sup>

## 4 通訳案内士法の見直し

平成 17（2005）年に改正された通訳案内士法ではあったが、その後も制度の問題点等は指摘されてきた。以下では、主な議論を紹介する。

### （1）総務省の平成 21 年勧告（通訳案内士の活動機会が不十分）

総務省行政評価局は、平成 21（2009）年及び平成 26（2014）年の 2 回にわたり、通訳案内士制度について勧告を行っている。

平成 21（2009）年の勧告は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」というテーマで行われた。通訳案内士については、①観光立国推進基本計画（平成 19 年 6 月）に定める登録者数の増加が維持される一方で通訳案内士の活動機会が不十分な状況にあるため、その要因を分析し、活動機会が一層拡大されるような施策（例：通訳案内士検索システム<sup>35</sup>への掲載の推進）を検討すること、②日本国内に住所を有しない試験合格者の登録が進まない原因を分析し、その対策を検討すること<sup>36</sup>について、国土交通省に対して勧告が行われた。<sup>37</sup>

### （2）特区制度等を用いた特例ガイド制度

この勧告を受けて国土交通省は、平成 21（2009）年 6 月から、「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、制度の抜本的な見直しも視野に入れて検討を行った。平成 23（2011）年 3 月に公表された同検討会の最終報告書<sup>38</sup>では、通訳案内士を取り巻く環境の変化に対応した制度改革の方向性として、①「引き続き高度な資質を持った通訳案内士」を育成すること、②多様な外国人旅行者のニーズに応えるため、通訳案内士資格を持たない者についても資質管理を行った上でガイド業務を認めることの 2 点が示された。

このような方向性を実現するための具体的な制度改正として、「総合特別区域法」（平成

pp.10-11.

<sup>33</sup> 第 5 条から第 7 条にかけて、通訳案内士試験の目的、方法及び内容等の明確化のための規定が整備された。

<sup>34</sup> 三善由幸「「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案」について」『JR gazette』63(5), 2005.5, pp.76-78; 国土交通省総合政策局旅行振興課「解説 通訳ガイド制度の改善」『国土交通』No.60, 2005.12, pp.18-19; 高岸 前掲注(32), pp.10-14; 「通訳案内士試験 8 月 31 日に JNTO」『交通新聞』2008.7.11.

<sup>35</sup> 国土交通省、JNTO、日本観光通訳協会（JGA）が共同開発した検索システムで、平成 18（2006）年 9 月から稼働中。「通訳ガイド検索システム」日本通訳観光協会 HP <[http://www.jga21c.or.jp/guide\\_search2.html](http://www.jga21c.or.jp/guide_search2.html)>

<sup>36</sup> 平成 18（2006）年度以降、海外においても試験が行われるようになり、日本国外に居住者している合格者について、日本国内で日常的に通訳ガイドとしての手配を行う者等を代理人として、登録ができるようになった。しかしながら、勧告の時点で登録は進んでおらず（非居住者合格者の 15.8%）、改善が求められた。

<sup>37</sup> 総務省『外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価書』2009, pp.108-114, 124-125. <[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/090303\\_1\\_bs.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090303_1_bs.html)>

<sup>38</sup> 通訳案内士のあり方に関する検討会「通訳案内士制度のあり方に関する最終報告書」2011.3.31. 観光庁 HP <<http://www.mlit.go.jp/common/000140060.pdf>>

23 年法律第 81 号) に基づく「総合特区制度」により、通訳案内士の特例が設けられた。具体的には、平成 24 (2012) 年 4 月以降、総合特区に認められた地方自治体が「総合特別区域通訳案内士」を育成することにより、特定の区域内で有償による通訳ガイド行為が可能となった。ポイントは、試験に合格する必要がなくなり、自治体の研修を修了するのみでよくなったという点にある。これにより、全国型の通訳案内士と地域事情に明るい総合特別区域通訳案内士から成る「2 層のガイド体制」が構築されると国土交通省は述べている。特区制度によるガイドは「特例通訳案内士」や「特例ガイド」と呼ばれているが、現在では、総合特区以外の地域においても地域振興を目的とする様々な法律により実施が可能である (表 1 参照)。

表 1 特例ガイドの主な事例

根拠法	特例ガイドの実施地域
「総合特別区域法」 (平成 23 年法律第 81 号)	札幌市、奈良県 (奈良公園観光地域活性化総合特別区域)、大阪府泉佐野市、和歌山県 (田辺市、新宮市、伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町、西牟婁郡白浜町、すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町)、島根県 (益田市、津和野町、吉賀町)、九州 (沖縄県を除く)
「福島復興再生特別措置法」 (平成 24 年法律第 25 号)	福島県
「沖縄振興特別措置法」 (平成 14 年法律第 14 号)	沖縄県
「奄美群島振興開発特別措置法」 (昭和 29 年法律第 189 号)	奄美群島
「小笠原諸島振興開発特別措置法」 (昭和 44 年法律第 79 号)	小笠原諸島
「中心市街地の活性化に関する法律」 (平成 10 年法律第 92 号)	岐阜県高山市
「構造改革特別区域法」 (平成 14 年法律第 189 号)	鳥取県・島根県 (合同)、山梨県、岐阜県高山市・同下呂市・同飛騨市・同大野郡白川村 (合同)、京都市

(出典) 国土交通省観光庁観光資源課「通訳案内士の現状及び制度見直しの検討経緯」(第 1 回通訳案内士制度のあり方に関する検討会資料 3) 2014.12, pp.11-13 <<http://www.mlit.go.jp/common/001066339.pdf>>; 「観光客向け「特例通訳案内士」養成 岐阜県高山市」『官庁速報 (時事通信)』2015.7.23; 「地域限定通訳を養成 山梨県が全国初、3 年で 100 人」『山梨日日新聞』2015.11.28; 「飛騨限定「通訳」育成へ 外国客向け有償ガイド、特区認定」『岐阜新聞』2015.11.29; 「通訳案内士 両県特区に」『山陰中央新報』(出雲版) 2015.12.3; 「京都限定の通訳ガイド育成 観光文化検定 2 級も条件」『京都新聞』2015.12.6 等を基に筆者作成。

### (3) 総務省の平成 26 年勧告 (ガイド制度の整理の必要性)

平成 26 (2014) 年 7 月には、再び総務省により、外国人旅行者の受入環境の整備状況等に関する勧告 (テーマ名: 外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視) が行われた。ここでは、「将来に向けた通訳案内の全体像が不明確」であることが指摘された。具体的には、ガイドの種類として、通訳案内士、地域限定通訳案内士、特例通訳案内士 (特例ガイド)、ボランティアガイド (善意通訳)<sup>39</sup>があるが、通訳案内士の活動機会は拡大し

<sup>39</sup> 善意通訳 (グッドウィル・ガイド) は、昭和 39 (1964) 年の東京五輪開催をきっかけに始まった。

ておらず、また地域限定通訳案内士については想定したような需要がなく試験の実施を休止した都道府県もあり<sup>40</sup>、特例通訳案内士（特例ガイド）も実績が少ないと指摘された。また、ボランティアガイドについては今後も利用が拡大する見込みであるという見解を示した。そして、4種類のガイドが乱立している状況を改善するために、これらの制度を整理することが必要であるとした。<sup>41</sup>

#### （４）制度見直しの方向性

平成 21（2009）年の場合と同様に、平成 26（2014）年の総務省勧告を受けて、国土交通省は、平成 26（2014）年 12 月に「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を立ち上げた。この検討会は現在（平成 28 年 1 月時点）も続いており、通訳案内士団体、旅行業者等が参加し、様々な立場・観点から通訳ガイド制度に関する議論が行われている。

平成 27（2015）年 4 月に開催された第 8 回検討会では、国土交通省から制度見直しの方向性が示されている（表 2 参照）。<sup>42</sup>

表 2 通訳ガイド制度見直しの方向性

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の全国ガイド制度に加え、地域の実情に応じた「地域ガイド制度」を全国的に導入すべきである。</li> <li>○ 全国ガイドは国及び JNTO が制度設計・資格付与等を行い、地域ガイドは地方自治体が資格付与等を行う。</li> <li>○ 試験対象外の言語については、業務独占の対象外とする（現行制度では業務独占の対象となる）。</li> <li>○ 無資格ガイド対策として、当該ガイドを手配した旅行会社等にも罰則規定が適用されるよう検討する。</li> </ul> |
|---|

（注）無資格ガイドとは、通訳案内士の登録を受けずに日本国内で通訳ガイド行為を行う者のことであり、国籍は問われない。海外の旅行会社がツアーを行う際に本国から帯同してくる事例や、日本国内のランドオペレーター（旅行会社にサービスを提供する会社）が無資格者をガイドとして付き添わせる事例がある。

（出典）国土交通省観光庁「通訳案内士制度の法的枠組み（案）」（第 8 回通訳案内士制度のあり方に関する検討会資料 2）2015.4.22. <<http://www.mlit.go.jp/common/001092601.pdf>> を基に筆者作成。

そのほか、第 9 回の検討会では、通訳案内士の品質向上・確保が議題となり、研修や登録制度の見直しが論じられた。研修について、現在、政府が標準的な研修プログラムを策定し、実際の研修は通訳案内士団体が担っているが、今後は政府の関与を強化し、通訳案内士の質<sup>43</sup>を高めることを目指している。具体的な施策として、観光庁、JNTO、観光庁長官の登録を受けた機関等が初任研修の実施主体となる体制の構築が提案されている。このような研修の実施は、通訳案内士団体も望んでいるところである<sup>44</sup>。また、登録の更新制

<sup>40</sup> 地域限定通訳案内士試験を実施していた 6 道県（北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県）のうち、沖縄県を除いた 5 道県において、試験は休止されている。道県内限定の資格であるため、道域、県域を越えて活動できなかった点はその普及を阻害したとする指摘がみられる。「独自通訳を新設 アジアから誘客」『日本経済新聞』（沖縄版）2013.5.30.

<sup>41</sup> 総務省行政評価局『外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視結果報告書』2014. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000303446.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000303446.pdf)>

<sup>42</sup> 国土交通省観光庁「通訳案内士制度の法的枠組み（案）」（第 8 回通訳案内士制度のあり方に関する検討会資料 2）2015.4.22. <<http://www.mlit.go.jp/common/001092601.pdf>>

<sup>43</sup> 通訳案内士は「業務独占資格」であり、資格（ライセンス）を持たなければ通訳ガイド業務を行うことはできない。このようなライセンス制度については、一般論として、最低限満たすべき質を確保できる（品質保証）という効果が期待されている一方、中級・上級レベルのガイドの活動をサポートするものではないと指摘されており、そのようなガイドに対しては研修等の積極的な支援策を打ち出すことが有効と考えられている。Betty Weiler and Rosemary Black, *Tour guiding research: Insights, Issues and Implications* (Aspects of tourism: 62), Bristol: Channel View Publications, 2014, pp.148-150.

<sup>44</sup> 「通訳案内士制度のあり方に関する検討会 委員の意見」（第 7 回通訳案内士制度のあり方に関する検討会資料

を導入し、その際に「更新研修」を行うことも検討されている。<sup>45</sup>

登録制度については、現在は各都道府県に「通訳案内士登録簿」が備えられているが、登録内容に変更が生じた場合であっても、本人等が届け出ない限り情報が更新されないため、最新情報の把握が都道府県においてさえも難しい状況となっている。加えて、その閲覧手続が厳格なため、利用者の利便性が低くなっている。そのため、登録情報のデータベース化を行い、閲覧希望者の利便性を高めようとしている。<sup>46</sup>

## II 主な論点

これまで、通訳案内士制度の見直しの動きを時系列的にみてきたが、ここでは、通訳案内士制度に関する現時点での主な論点を項目別に整理する。その際、「通訳案内士のあり方に関する検討会最終報告書」（平成 23（2011）年 3 月）（前述）における論点整理を出発点としたい。なぜなら、これらの指摘は現在でも該当すると考えられるからである（表 3 参照）。これらの指摘を踏まえた上で、個々の論点を整理する。

表 3 通訳案内士を取り巻く環境の変化や現行制度の問題点

通訳案内士を取り巻く環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪日外国人旅行者の増加（昭和 24 年：1.5 万人→平成 27 年：1970 万人）</li> <li>○ 旅行者の出身地域の変化（昭和 30 年代：7 割が欧米→平成 27 年：8 割がアジア）</li> <li>○ 日本国内の言語障壁の緩和（外国語話者の増加、多言語表示の進展）</li> <li>○ 旅行スタイルの変化（団体旅行から個人旅行へ）・訪問地域の多様化</li> </ul>
現行制度の問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通訳案内士登録者の言語的偏在（英語偏重）と地域的偏在（東京・京都等の大都市偏重）</li> <li>○ 通訳案内士の質の保証と活用</li> <li>○ 無資格ガイド行為への対応</li> <li>○ 個人旅行の増加等に伴い多様化している旅行者の興味や知的好奇心への対応</li> </ul>

（出典）通訳案内士のあり方に関する検討会「通訳案内士制度のあり方に関する最終報告書」2011.3.31. 観光庁 HP <<http://www.mlit.go.jp/common/000140060.pdf>> 等を基に筆者作成。

### 1 通訳案内士の地域的・言語的偏在

通訳案内士登録者の約 7 割が東京や大阪などの大都市に集中しており、地方における通訳案内士の不足が問題となっている<sup>47</sup>。その一方、通訳案内士団体からは、地方で不足しているのは通訳案内士ではなく仕事の方であるという見解が表明されている。<sup>48</sup>

また、アジアからの外国人旅行者が急増しているのに対して、通訳案内士登録者の約 7 割が英語であり、中国語及び韓国語の登録者は 2 割未満となっている<sup>49</sup>。これまでの試験の合格者数の推移を巻末の表 4 にまとめたが、各年度の合格者数は英語が最も多い。

料 1) 2015.3.23, p.4. <<http://www.mlit.go.jp/common/001087748.pdf>>

<sup>45</sup> 国土交通省観光庁「通訳ガイドの品質向上・確保方策（案）」（第 9 回通訳案内士制度のあり方に関する検討会資料 4）2015.6.11. <<http://www.mlit.go.jp/common/001099361.pdf>>

<sup>46</sup> 同上

<sup>47</sup> 国土交通省観光庁観光資源課「通訳案内士の現状及び制度見直しの検討経緯」（第 1 回通訳案内士制度のあり方に関する検討会資料 3）2014.12, p.9. <<http://www.mlit.go.jp/common/001066339.pdf>>

<sup>48</sup> 国土交通省観光庁観光資源課「第 3 回 通訳案内士制度のあり方に関する検討会の開催結果について（概要）」2015.1.26. <<http://www.mlit.go.jp/common/001082366.pdf>>

<sup>49</sup> 国土交通省観光庁観光資源課 前掲注(47), p.10; 島尻 前掲注(6), p.66.

## 2 通訳案内士の就業条件

国土交通省が平成 20（2008）年に実施した「通訳案内士就業実態調査」<sup>50</sup>によると、通訳案内士登録者の 26.4%しか実際に就業していない。また、就業者のうち専門の者は 38.7%であり、登録者全体に占める専門就業者の割合は約 1 割しかない。さらに、通訳ガイド就業者の 6 割以上が年収 100 万円未満であり、専門就業者であっても、その 3 割が年間稼働日数 30 日以下であり、専門就業者の 4 割が年収 100 万円未満となっている。

この状況をどのように考えるかについて、繰返しになるが、通訳案内士は過剰であり、これ以上の増員は不要という指摘がある<sup>51</sup>。その一方、「資格があれば即仕事になったり収入保証されたりするわけではないのは弁護士や医者と同じ」であると見る見解もある<sup>52</sup>。ガイドを職業とすることの厳しさは、戦前から指摘され続けていたことでもある<sup>53</sup>。

## 3 無資格ガイド（闇ガイド）

アジアからの訪日ツアーについて、同行する添乗員が無資格でガイド行為を行っている場合がある（いわゆる「闇ガイド」）<sup>54</sup>。これらのガイドは、日本に対する理解が不十分な場合があり、旅行者に対して誤った印象をもたらす懸念がある<sup>55</sup>。また、土産物の購入を強要する事例もあり、日本のイメージを悪化させるおそれがある<sup>56</sup>。このような闇ガイドに対する取締りは不十分であり<sup>57</sup>、闇ガイドの雇用主に対する規制<sup>58</sup>の導入も含めて、改善が望まれている。

<sup>50</sup> 国土交通省「通訳案内士就業実態等調査事業報告書」2008.3. <<http://www.mlit.go.jp/common/000059330.pdf>>

<sup>51</sup> 通訳ガイドが忙しいのは特定の時期のみであると通訳案内士団体は認識している（国土交通省観光庁観光資源課 前掲注(48)）。

<sup>52</sup> 高岸 前掲注(32), p.12. なお、引用した文言は、国土交通省総合政策局観光資源課長（当時）による。

<sup>53</sup> 例えば、鉄道省国際観光局編『国際観光事業概要 昭和 8 年度』1934, pp.39-40 によると、戦前の「案内業者取締規則」に基づく試験合格者数は当時 500 人程度であり、そのうち 250 人程度が案内業者として免許を受けていたが、生業としているものはわずか 60 人程度であり、そのうち専門者はわずか 10 数人であった。また、1960 年代の資料においても、季節によって需要の変動が大きいので、ガイドを専門とすることは安定性に乏しく副業的な職業になりがちであると指摘されている（「最近のガイド（通訳案内業）の実態」『運輸調査月報』3(2), 1961.5, pp.54-56）。

<sup>54</sup> 島尻 前掲注(6), p.66.

<sup>55</sup> 報道では、長崎市の「平和祈念像」が右手を上げている理由を「自由の女神と同じで、平和のために仲良くしようという意味」と誤って説明している無資格ガイドの事例が紹介されている（正しくは、原爆が投下された空を指し、核の脅威を示している）（「増える中国人観光客 通訳案内士足りない」『読売新聞』（西部版）2010.10.27, 夕刊）。

<sup>56</sup> 国土交通省もこのような懸念があることを認識している。「太田大臣会見要旨」2015.7.24. 国土交通省 HP <<http://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin150724.html>>

<sup>57</sup> 取締りが不十分な理由として、観光庁の通訳ガイド担当者が 1 名しかいないこと、また、警察ではなく主管省庁（通訳案内士制度の場合は観光庁）による対応が第一に求められているという点が指摘されている。実際に、これまでの処罰者は 0 人である。ただし、国も罰金の引上げ（平成 17 年）や広報活動の強化等を行っている。第 102 回国会参議院運輸委員会会議録第 12 号 昭和 60 年 5 月 30 日 pp.16-17; 「5 分でわかるツーリズム vol.108 闇ガイドが問題化してるの?」『Travel journal』52(34), 2015.8.31, p.31; 黒崎豊子「論点 違法ガイド 観光立国に障害」『読売新聞』2015.8.26.

<sup>58</sup> 規制に関する諸外国の事例として、例えば韓国でも同様に、無資格ガイドへの対応が課題となっており、2013 年には観光警察を発足させた。また、無資格ガイドを雇用している旅行会社に対しても罰金等を科していると報じられている。「爆買い中国人だます中国人無資格ガイド 「取り締まらぬ」 侮られる日本」『産経新聞』2015.12.20; 「韓国で横行する無資格の中国語ガイド、政府は制裁強化へ」『Record China』2015.2.27. <<http://www.recordchina.co.jp/a103202.html>>

## 4 試験制度

通訳案内士として登録するためには、通訳案内士試験に合格しなければならないが、この試験が難関であるという指摘、特に、実務と無関係な珍問・難問が多いという指摘は根強くある<sup>59</sup>。試験の合格率は、近年は10～20%程度で推移している<sup>60</sup>。一方、他の資格を有している場合には試験科目の一部を免除するという試みも行われているが、逆にそれらの免除基準が緩すぎるといふ指摘もあり、通訳案内士の質を保証する観点から疑問が呈されている<sup>61</sup>。今後は、実務と関連し、外国人旅行者に真に必要とされる人材が合格するような試験内容への変更が求められている<sup>62</sup>。

## 5 ガイド資格の多様化

平成26(2014)年に総務省が指摘したとおり、現在、通訳案内士のほかに、地域限定通訳案内士、特例通訳案内士(特例ガイド)、ボランティアガイドがある。現在の議論の方向性をみると、特例通訳案内士のような、通訳案内士以外の地域に根差したガイドを様々な手段で養成することが課題として挙げられることが多くなっている<sup>63</sup>。通訳案内士についても、知識レベルや実務実績に応じた「等級制」を導入することが検討されている<sup>64</sup>。

特例通訳案内士(特例ガイド)を拡充していくことについて、全国各地の主体性を重視するものであるとする見解がある一方で、通訳案内士とそれ以外のガイドの名称の混同が起らないように配慮を求める声も通訳案内士団体から上がっている<sup>65</sup>。

## III 英米仏のガイド事例

### 1 英国

英国には、「ブルー・バッジ」という資格がある<sup>66</sup>。これは、政府認定機関である「ツーリスト・ガイド訓練所」(Institute of Tourist Guiding)による認定制度の1つ(複数の認定レ

<sup>59</sup> 「人気急上昇「通訳案内士」の実情 何のための国家試験か」『Aera』28(54), 2015.12.7, p.69.

<sup>60</sup> 国土交通省観光庁観光資源課 前掲注(47), p.7.

<sup>61</sup> 例えば、英語の第一次試験の免除要件の1つとして、TOEIC840点という基準が設けられているが、実際に通訳ガイド業務を行うとすると、このレベルではガイドの質を担保できないという意見が通訳案内士団体から出されている。「通訳案内士制度のあり方に関する検討会 委員の意見」前掲注(44), p.2.

<sup>62</sup> 国土交通省観光庁 前掲注(45), p.2.

<sup>63</sup> 『『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—』(平成27年6月30日閣議決定) p.175. 首相官邸 HP <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2\\_3jp.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2_3jp.pdf)>

<sup>64</sup> 「通訳ガイド拡大へ規制緩和 訪日客増加で対応急務、等級制導入など検討」『SankeiBiz』2015.3.3. <<http://www.sankeibiz.jp/macro/print/150303/mca1503030500001-c.htm>>

<sup>65</sup> 「地域ガイド案を討議、導入については賛成多数(通訳案内士制度)」『旬刊旅行新聞』2015.5.21; 「通訳案内士制度のあり方に関する検討会 委員の意見」前掲注(44), p.1.

<sup>66</sup> 各国のガイド組織から構成される「世界ガイド連盟」(World Federation of Tourist Guide Associations: WFTGA)は、各国のガイド制度の一覧表を公表している。Jane Orde Guiding Document Worldwide, 2011.1. 世界ガイド連盟 HP <<http://www.wftga.org/sites/default/files/imceuploads/documents/Jane%20Orde%20Document%202011.pdf>> この資料のほかに、国土交通省観光庁観光資源課「通訳案内士のあり方調査に関する中間報告(海外通訳ガイド制度事例)」(第2回通訳案内士のあり方に関する検討会資料6)2009.7. <<http://www.mlit.go.jp/common/000058983.pdf>> が参考となる。

ベルがある)であり、ガイド業務の最上級資格として社会的にも高く評価されている。例えば、ロンドン塔、ウェストミンスター寺院等では、施設の自主的な措置として、ブルーバッジガイドによる案内以外は認められていない。

この資格を取得するためには、ツーリスト・ガイド訓練所の認定を受けた機関による研修の受講が必要となる(ツーリスト・ガイド訓練所自体が研修を実施しているわけではない)。例えば、ロンドンにおけるブルーバッジガイドの研修は、「公認ガイド協会」(Guild of Registered Tourist Guides) (ブルーバッジガイドの団体) が実施しており、研修は約2年にわたって行われる。研修の最後にはツーリスト・ガイド訓練所による最終試験が行われ、全ての試験科目に合格することがブルーバッジガイドとなるための条件となっている。<sup>67</sup>

## 2 米国

米国においては、ガイドの資格は州や自治体ごとに異なっている(連邦レベルの規制は見当たらない)。例えば、ワシントン D.C.でガイド行為を行う場合は、コロンビア特別区の資格(ライセンス)の取得が求められている。資格を取得するには、18歳以上であること、英語に堪能であること、過去5年間に重罪を犯した又は犯そうとした事実がないことが要求される。また、資格取得者以外は、観光(sightseeing)、ツアー(tours)、ガイド(guide)という言葉(又はその組合せ)を用いて広告することは禁止されるといった規制もある。<sup>68</sup>

## 3 フランス

フランスでは、2011年に制度改正が行われ、それまで州や市町村単位でも存在していたガイドの公的資格が“guide-conférencier”に一本化された。国立美術館や史跡等においては、この資格を有する者のみがガイド行為を認められる。資格を得るには、フランスの大学等で所定の学位(diplôme)を取得する必要がある。

ただし、規制緩和の動きがあることも紹介されている。フランスの通訳ガイド組織である「フランス政府公認通訳ガイド協会」(Fédération Nationale des Guides Interprètes et des Conférenciers: FNGIC)の報告書によると、学士号又は修士号の取得者については、所定の学位を有さなくともガイド行為を行えるようにすること、現在は資格取得(登録)が認められていないEU国籍以外の人物も活動できるように資格取得(登録)を認めること等が検討された。このような規制緩和により、新たな雇用が創出されるというフランス政府の見解に対して、FNGICは、むしろ雇用が減少すると主張した。<sup>69</sup>

<sup>67</sup> 国土交通省観光庁観光資源課 同上; 高井典子・赤堀浩一郎『訪日観光の教科書』創成社, 2014, pp.174-176; Weiler and Black, *op.cit.*(43), p.181; *Frequently Asked Questions Regarding Training*, 2015.11.3. 公認ガイド協会 HP <<http://www.britainsbestguides.org/uploads/files/LT-website-FAQ-2016-2018.pdf>>; *London Blue Badge Tourist Guide Training Programme 2016-2018 Prospectus*. 公認ガイド協会 HP <<http://www.britainsbestguides.org/uploads/files/Prospectus-2016-2018.pdf>>

<sup>68</sup> “Department of consumer and regulatory affairs notice of final rule making,” *District of Columbia Register*, 57 (29), 2010.7.16, pp.6116-6121. <<http://www.dcregs.dc.gov/Notice/Download.aspx?IssueFileID=7680>> なお、現行法規は次のURLで確認できる。<<http://dcregs.dc.gov/Gateway/ChapterHome.aspx?ChapterNumber=19-12>>

<sup>69</sup> “Foire aux questions métiers du guidage,” 2015.12.1. フランス経済・産業・デジタル省企業総局 (Direction générale des entreprises) HP <<http://www.entreprises.gouv.fr/tourisme/foire-aux-questions-metiers-guidage>>; 「フランス政府公認ガイドになりませんか?」フランス日本語ガイド通訳協会 (AGIJ) HP <[http://www.agij-paris.com/agi\\_j08/index.html](http://www.agij-paris.com/agi_j08/index.html)>; “Guide-Conferencier, Profession en Danger,” 2014.12.13. フランス政府公認通訳ガイド協会 HP

## おわりに

本稿では、通訳ガイド制度に関する沿革、現状、問題点、海外事情等を紹介してきた。通訳ガイド業務を職業として成り立たせることの厳しさは、戦前から指摘され続けている。他方、外国人旅行者に対して日本を正しく紹介することも、明治時代から変わらず期待されている通訳ガイドの社会的な役割である。

訪日外国人旅行者の増加や旅行スタイルの多様化（例：旅行者の国籍の多様化、個人旅行の増加）に伴い、制度そのものを変えていくことは、不自然なことではない。ただし、通訳ガイドの質を保つことができずに、明治時代に懸念されていたような質の悪いガイドが生まれると、結果的に日本のイメージを悪化させるおそれもある。それを防ぐためには、無資格ガイドの取締りの強化や研修制度の拡充は不可欠であろうし、通訳ガイドの業務が広く社会に認知されることも必要だと考えられる。観光立国に向けて、今後は観光の質（顧客満足度）の向上が重要であり、そのためには第一線で活躍する通訳ガイドの知見を活用することが有効であるという指摘もある<sup>70</sup>。制度改正に関する今後の議論に注目したい。

表4 通訳案内士外国語試験科目別合格者数の推移

年度	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	イタリア語	ポルトガル語	ロシア語	韓国語	タイ語
昭和24	129	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和25	180	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和26	117	0	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和27	87	4	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和28	88	5	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和29	61	3	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和30	63	4	5	—	—	—	—	—	—	—
昭和31	148	4	5	—	—	—	—	—	—	—
昭和32	106	9	6	—	—	—	—	—	—	—
昭和33	137	12	10	—	—	—	—	—	—	—
昭和34	277	3	8	3	3	—	—	—	—	—
昭和35	81	1	7	9	6	2	—	—	—	—
昭和36	182	5	9	14	7	3	1	—	—	—
昭和37	314	9	19	17	3	2	1	17	—	—
昭和38	506	7	17	14	7	2	3	15	—	—
昭和39	869	13	15	15	4	5	2	11	—	—
昭和40	206	6	8	14	2	0	1	6	—	—
昭和41	215	10	9	14	4	2	0	3	—	—
昭和42	302	9	6	11	4	1	2	4	—	—
昭和43	157	3	6	7	8	4	1	4	—	—
昭和44	208	1	14	8	1	3	3	4	—	—
昭和45	285	16	20	20	10	3	1	5	—	—
昭和46	140	5	8	7	8	3	1	3	—	—
昭和47	109	14	10	13	19	2	1	2	—	—
昭和48	145	8	6	22	7	2	2	7	—	—
昭和49	110	8	12	9	6	2	1	3	—	—

<[http://www.fnig.fr/\\_fr/actus/1-GUIDE%20CONFERENCIER%20PROFESSION%20EN%20DANGER%20-%20Dossier%20FNGIC.pdf](http://www.fnig.fr/_fr/actus/1-GUIDE%20CONFERENCIER%20PROFESSION%20EN%20DANGER%20-%20Dossier%20FNGIC.pdf)>; “Les guides-conférenciers en colère,” *Le Monde*, 2014.12.29; “Déréglementation de la profession de guide-conférencier.” 元老院 (Sénat) HP <<http://www.senat.fr/questions/base/2015/qSEQ150114399.html>>

<sup>70</sup> 赤堀浩一郎「通訳ガイドサービスから見た訪日観光ビジネスの特徴と課題」『ていくおふ』No.137, 2015, pp. 22-29.

年度	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	イタリア語	ポルトガル語	ロシア語	韓国語	タイ語
昭和 50	182	15	15	18	9	1	2	9	—	—
昭和 51	145	20	13	12	10	4	2	7	—	—
昭和 52	168	13	21	24	2	0	3	11	—	—
昭和 53	95	15	41	16	5	1	1	9	—	—
昭和 54	144	20	12	19	8	1	1	8	—	—
昭和 55	164	12	6	6	12	0	0	4	—	—
昭和 56	193	24	26	11	8	5	5	4	—	—
昭和 57	132	19	16	9	12	3	0	6	—	—
昭和 58	134	23	13	19	12	4	1	4	—	—
昭和 59	146	17	15	18	15	2	1	4	—	—
昭和 60	186	22	16	21	12	3	4	5	6	—
昭和 61	200	24	19	23	17	4	2	5	10	—
昭和 62	190	26	16	13	21	6	1	5	10	—
昭和 63	235	21	16	15	23	5	1	7	9	—
平成 1	316	44	30	36	36	8	2	14	21	—
平成 2	422	52	37	32	46	3	3	5	33	—
平成 3	359	40	28	28	29	8	4	7	48	—
平成 4	417	26	33	36	38	6	2	12	64	—
平成 5	266	21	44	17	40	8	3	11	49	—
平成 6	333	22	35	9	37	7	5	10	39	—
平成 7	270	16	18	10	44	5	7	8	30	—
平成 8	239	9	6	11	46	3	3	8	22	—
平成 9	212	12	12	7	58	3	3	6	20	—
平成 10	228	14	10	13	77	2	3	12	34	—
平成 11	232	15	12	11	72	5	7	9	29	—
平成 12	236	14	8	15	85	6	5	5	23	—
平成 13	222	9	11	12	95	2	4	8	34	—
平成 14	186	15	13	12	49	5	7	8	21	—
平成 15	204	14	5	11	59	3	3	5	27	—
平成 16	269	12	10	11	70	4	2	4	26	—
平成 17	450	16	11	17	228	3	2	8	54	—
平成 18	787	28	23	16	182	8	6	6	77	4
平成 19	1,189	64	41	28	324	9	9	16	221	4
平成 20	1,065	53	45	22	183	13	7	8	157	6
平成 21	716	58	48	15	165	17	9	11	184	2
平成 22	495	57	46	12	154	19	8	12	125	4
平成 23	467	61	43	18	163	20	5	15	100	2
平成 24	398	45	24	15	143	11	9	13	52	3
平成 25	892	41	29	13	137	12	6	17	52	2
平成 26	1,422	49	27	19	81	9	9	11	30	1

(注) 表中の「—」は、当該試験科目が実施されていないことを示す。また、韓国語は、平成 17 年度試験までは「朝鮮語」とされていた。

(出典) 運輸省観光局編『観光のはなし—わが国観光の現状—』1962, pp.136-137; 『観光統計要覧 1979』日本観光協会, 1979, pp.96-98; 『観光統計要覧 1989』日本観光協会, 1989, pp.96-97; 『数字でみる観光 各年版』日本観光協会; 日本政府観光局 (JNTO) 「受験者及び合格者数、合格基準」 <[http://www.jnto.go.jp/jpn/interpreter\\_guide\\_exams/exam\\_results.html](http://www.jnto.go.jp/jpn/interpreter_guide_exams/exam_results.html)> 等を基に筆者作成。